



— 令和2年度決算見込 —

市税収入率は99.2%となりました

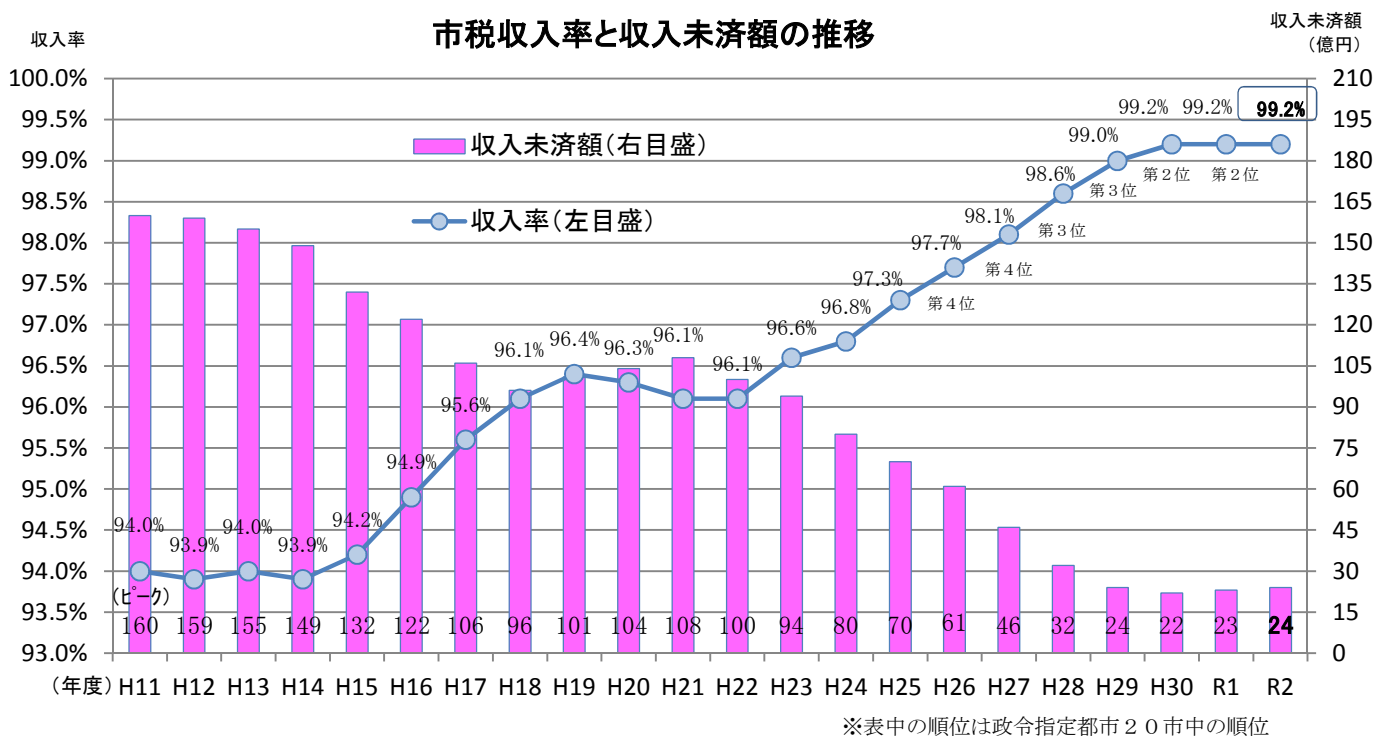
新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、納税が困難な方に対しては徴収猶予の特例を積極的に適用する一方、資力がありながら未納の方には、迅速かつ適切に差押えなどの滞納処分を行いました。市民の皆様の高い納税意識に支えられ、収入率は99.2%となり、過去最高と並ぶ収入率を引き続き確保しました。

1 令和2年度市税収入確保の取組について

感染症の影響が拡大する中、徴収猶予の特例などを周知するため、市ホームページ、市政だより、リーフレット配布等による広報を実施するとともに、非接触型の納付手段を拡充するため、PayPay、LINEPayを導入しました。

また、納期限を経過しても納付されない方には積極的に連絡を行い、納税が困難な場合は徴収猶予の特例を適用する一方、納税資力があるにもかかわらず納付されない方に対しては迅速かつ適切に差押えなどの滞納処分を行いました。

こうした取組とともに、市民の皆様の高い納税意識に支えられた結果、市税収入率は99.2%となり、過去最高と並ぶ収入率を引き続き確保しました。収入未済額は24億円となり、前年度から1億円増加しました。なお、徴収猶予の特例の適用額は13億円となりました。



2 今後の取組について

感染症の影響が長引く中、納税が困難な方には引き続き積極的に猶予制度を御案内する一方、市税収入確保対策を着実に進め、負担の公平性と財源の確保に努めてまいります。

問合せ先
川崎市財政局収納対策部収納対策課 松本
電話 044-200-2199